

文京区リサイクル清掃審議会公募委員選考要領

16文資リ第543号平成16年10月14日部長決定

改正 平成23年3月25日

改正 平成23年4月25日

改正 平成26年1月16日

改正 平成28年1月26日

改正 令和5年10月13日

(趣旨)

第1条 この要領は、文京区リサイクル清掃審議会公募委員募集要領（16文資リ第542号平成16年10月14日部長決定。以下「募集要領」という。）に基づき応募した者（以下「応募者」という。）について、募集要領第5条により文京区リサイクル清掃審議会公募委員（以下「公募委員」という。）を決定するに際し、同要領第7条により必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会)

第2条 公募委員を選考するに当たり、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2 委員長は、資源環境部長の職にある者とし、委員会を代表し、委員会の意見を総理する。
3 選考委員は、リサイクル清掃課長、文京清掃事務所長の職にある者とする。（以下「委員」という。）
4 委員が委員会を欠席する場合には、予め委員長が了承する代理を委員会に出席させることとする。

(選考方法)

第3条 公募委員の選考は、応募者から提出された文京区リサイクル清掃審議会公募委員申込書又は文京区リサイクル清掃審議会公募委員申込フォーム入力内容による資格審査及び面接による審査の結果に基づき、総合的に判断して行う。

(面接による審査)

第4条 面接による審査は、選考委員会の構成員又は委員長の指定する者3名で行う。審査方法は、応募者ごとに、意欲度、理解度、具体性及び論理性の各項目について25点を満点とし、合計100点を満点とする評価点を付すことにより行う。
2 前項の各項目の評価方針は、別表のとおりとする。

(公募委員の決定)

第5条 委員会は、次の各号のすべてを満たす応募者のうちから、総合評価を行い、公募委員を決定する。

- (1) 募集要領第2条各項に規定する応募資格を満たしていること。
- (2) 前条の面接による審査の評価点の合計が60点以上であること。

(庶務)

第6条 公募委員の選考に関する庶務は、資源環境部リサイクル清掃課において処理する。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、別に資源環境部長が定める。

付 則
この要領は、平成16年11月1日から施行する。

付 則
この要領は、平成23年3月25日から施行する。

付 則
この要領は、平成23年4月25日から施行する。

付 則
この要領は、平成26年1月16日から施行する。

付 則
この要領は、平成28年1月26日から施行する。

付 則
この要領は、令和5年10月13日から施行する。

別表（第4条）

項 目	評 価 の 方 針
意 欲 度	文京区リサイクル清掃審議会の委員として、清掃・リサイクル事業の推進に積極的に取り組む姿勢が感じられること。
理 解 度	清掃・リサイクル事業に関して、広い視野を持ち、現状の問題点及び課題を的確に把握し、認識していること。
具 体 性	循環型社会の実現に向けて、問題点及び課題の解決について、具体的な提案があること。
論 理 性	自分の意見を明確に、論理的かつ解りやすく、正確に伝えることができ、説得力に富んでいること。